

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www.geocities.jp/m039asihara/>
NO. 9 9

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564)53-7857 FAX 53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2016. 9 .25

岡崎市議セクハラ問題についての対応策を聞く。

一昨年からの事務局での事務連絡などや、政治倫理委員会の議事録、アンケート結果について情報公開請求をして明らかにさせていきたいと考え、情報公開した結果、以下の通りでした。

.....

政治倫理委員会ではどのような議論がなされたのか知りたくて、議事録を請求しましたが、秘密会なので議事録を取っていないとして、出席者名と時間を記した「政治倫理委員会記録」のみ開示されました。委員会議事録を請求したからで、「政治倫理委員会のおける公文書」ということで請求されれば出せるものが少しあるというので、再度公開請求をしました。

8月10日に行われた人権侵害行為に対する研修会の研修内容や講師名、出席議員名等の公文書公開も求めところ、「平成28年度第2回議員研修会記録」という日時場所、講師名、出席議員名等が記録された紙1枚と研修会のレジメのみでした。質疑応答も、講演内容についても、事務局として全く記録を残していないという信じられないふざけた対応でした。

レジメは40頁なのでそのまま添付できませんが、内容は以下のとおりです。

- 1 頁 平成28年8月10日 岡崎市議会議員研修会「人権問題について」名古屋法務局岡崎支局
- 2 頁 I 人権とは
- 3 頁 1 人権とは「全ての人々が姓名と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」「社会に置いて幸福な生活を営むために人間として当然に持っている固有の権利」→国籍や人種、性別、年齢、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が持っている
- 4 頁 2 包括的基本権 ア個人の尊重（第13条）「すべて国民は、個人として尊重される」イ法の下での平等（第14条）「すべて国民は、法の下に平等であって、

人種、心情、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

5 頁 3 自由権. . . 国家からの自由 ア精神的自由 思想信条の自由 (第19条) 信教の自由 (第20条) 表現の自由 (第21条) 学問の自由 (第23条) イ人身の自由 奴隷的拘束・苦役からの自由 (第18条) 法定の手続きの保証 (第31条) 不当逮捕の禁止 (第33条) 黙秘権の保証 (第38条) ウ経済的自由 居住・移住・職業選択の自由 (第22条) 財産権の保証 (第29条)

6 頁 4 社会権. . . 国家による自由 生存権 (第25条) 教育を受ける権利 (第26条) 勤労の権利 (第27条) 労働基本権 (第28条)

5 その他 ア参政権 選挙権 (第15条) 最高裁三審制に国民投票 (第79条) ② イ国務請求権 請願権 (第16条) 裁判を受ける権利 (第32条) ほか

7 頁～11 頁 II 国の人権擁護行政

12 頁 III 主な人権課題

13 頁 平成28年度年間強調事項 . . . 我が国における主な人権課題

1 女性の人権を守ろう 2 子どもの人権を守ろう 3 高齢者の人権を守ろう 4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう 5 同和問題に関する偏見や差別をなくそう 6 アイヌの人々に対する理解を深めよう 7 外国人の人権を尊重しよう 8 HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう 9 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう 10 判示し会社とその家族の人権に配慮しよう 11 インターネットを悪用した人権侵害をなくそう 12 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう 13 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう 14 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう 15 性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう 16 人身取引をなくそう 17 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

このあと5頁に女性についての記述がありました。そのままコピーしました。

女 性

1 女性差別(差別待遇)

「男女雇用機会均等法」

(昭和47年施行(勤労婦人福祉法), 昭和60年, 平成9年, 同19年等改正)

「男女共同参画社会基本法」(平成11年施行)

- 男女間の賃金格差
- 採用・配置・昇進等における差別
- マタニティーハラスメント(マタハラ) 等

← ・古い性別役割分担意識
・女性蔑視の価値観 等

女性

2 セクシャル・ハラスメント

「男女雇用機会均等法」

(昭和47年施行(勤労婦人福祉法), 昭和60年, 平成9年, 同19年等改正)

○相手の意に反した性的な言動を行い, その対応によって仕事などを遂行する上で一定の不利益を与えたり, 又はそれを繰り返すことによって環境等をく悪化させること

- ・女性だけでなく男性に対しても適用される
- ・同性間でも適用される

※セクハラは人権問題でもあり, 労働問題でもある

15

女性

性的な内容の発言

- ・性的な冗談やからかい
- ・デートへの執拗な誘い
- ・意図的に性的な噂を流す
- ・性的体験を聴く, 話す etc.

性的な行動

- ・身体に触る
- ・性的関係を強要する
- ・わいせつ図画を見せる etc.

← 女性を対等に働く仲間・パートナーとしてとらえない意識, 性的対象としての意識 etc.

・被害を受けたショックとストレスから心身に様々な症状が現れることが多く, 精神疾患を患う場合もある。

16

女 性

3 ドメスティック・バイオレンス(DV)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV法:平成13年施行,平成25年改正)

「配偶者等,極めて親密な相手方からの暴力行為」

- ・身体的暴力
- ・精神的暴力
- ・性的暴力
- ・経済的暴力

※警察,配偶者暴力相談センター,法務局等の関係機関による連携が重要

17

女 性

4 ストーカー

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法:平成12年施行,平成25年改正)

「同一の者に対し,つきまとい等を反復して行うこと」

つきまとい,待ち伏せ,住居等への押し掛け,行動監視を告げる行為,面会や交際の要求,乱暴な言動,無言電話・連続した電話やFAX・メールの執拗な送信,汚物などの送付,名誉を傷つける,性的羞恥心の侵害など

※警察への相談,民間のシェルターなどへの一時避難等により危険を回避することが重要

18

つづいて、19頁～22頁では子どもについて「いじめ」「体罰」「児童虐待」23頁
高齢者 24頁～25頁 障害のある人 26頁～33頁 同和問題 34頁 外国人
35頁 インターネットによる人権侵害 36頁 性的指向 性同一性障害 37頁～
38頁 その他の人権侵害（パワハラ） 39頁 おわりに 40頁 相談窓口紹介とい
う具合でした。

事務局の職員の話では、レジメどおりに話されたということです。40頁の中で、わず
か14頁から18頁までの5頁分が該当すると思えますが、具体的な話もなかったとい
うことで、何のために研修会を持ったのか、市議会議員の単なるアリバイづくりに思えて仕
方ありませんでした。さらに繰り返しになりますが、本当に嘆かわしいのは、主催した事
務局職員がメモも取っていないと平然と語ったことでした。研修会をして、その成果を今
後に生かすため記録しておこうという当然の行為が事務局職員にもなかったのです。これ
で本当にセクハラをなくしていけるのでしょうか？

みなさんはどう思いますか？

市営住宅のテレビ受信料問題

平成28年8月8日付で、ある市民が市営住宅のミックスへの強制加入を問題にし
て、請願を出しておられることが私たちに情報提供されてきました。

公営住宅等整備基準では設置者（岡崎市）が「公営住宅の各住戸には、台所、水洗便
所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていな
ければならない。（第9条の2項）」とされている。また、「公営住宅法」では「入居者
から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な
義務を課すことができない」と定められていました。そういう点で請願者の訴えは正し
いと思いました。請願は「住宅課による、市営住宅全入居者に対する詐欺を告発する請
願書」となっており、委員会では否決されたようです。

さて、オンブズでは法的な裏付けのない押しつけが行われているとしたら問題だとい
うことで、事実確認のため住宅課に実情を聞きに行きました。

住宅課技術班の回答では、「平成2年以降の市営住宅において、ミクスと岡崎市が契
約をし、配線等工事費を市が負担してケーブル回線を全戸に付けてきた。その時点でミ
クスは受信料を無料にしてきた。しかしアナログテレビからデジタルテレビに変わるこ
とを機会にミクスから受信料を徴収したいと申し入れがあった。共同住宅の場合、一戸
当たり500円を徴収することになる。住民から高いという苦情が出るが、一般家庭で
は、一軒当たり2400円なので、配慮をして、一棟あたりの額を一般家庭の料金と同
じ2400円にするということになった。一棟には10室から20室あるので一軒当
たり240円とか120円とか格安になる。ミクスからの条件として団地の自治会で一括
契約、一括支払することが求められた。受信するかどうかは住民に任されるが、一棟の

額は変更しない」

拒めば、他の住人に負担が増えることになるため、村八分になる危惧を持つのは当然で、全戸がミクスとの契約をしたようです。

岡崎市は、住民がテレビ受信を受信するしないだけでなく、ミクス回線を選択しない場合のアンテナ設置や室内回線への接続方法を示し、受信契約は住民一人一人が自由であることを明示すべきだと申し入れてきました。

例会の案内

10月4日(火) PM7時00分～

岡崎市中央図書館(りぶら) 1F 102B

11月1日(火) PM7時00分～

岡崎市中央図書館(りぶら) 1F 102B

12月6日(火) PM7時00分～

岡崎市中央図書館(りぶら) 1F 102B

(1階図書館側からはいってきてください。)